

令和 6 年 5 月 2 3 日
第 6 8 回 総 会 提 出

参 考 資 料

参考資料 1 令和 6 年度会費調定額表

参考資料 2 全国水道企業団協議会規約

参考資料 3 令和 6 年度要望（案）

全国水道企業団協議会

参 考 資 料 1

令 和 6 年 度 会 費 調 定 額 表

令和6年度各会員会費調定額表

1. 正会員

会 員 名		給 水 人 口 1日最大給水量	均 等 割 (円)	応分負担額 (円)	合 計 (円)
北海道	石狩東部広域水道(企)	71,480 m ³	30,000	32,400	62,400
	桂沢水道(企)	32,155 m ³	30,000	14,850	44,850
	北空知広域水道(企)	9,722 m ³	30,000	4,500	34,500
	西空知広域水道(企)	9,976 人	30,000	4,500	34,500
	月新水道(企)	5,267 人	30,000	2,700	32,700
	十勝中部広域水道(企)	42,124 m ³	30,000	19,350	49,350
	長幌上水道(企)	17,839 人	30,000	8,100	38,100
	中空知広域水道(企)	59,480 人	30,000	27,000	57,000
	石狩西部広域水道(企)	23,737 m ³	30,000	10,800	40,800
青 森	津軽広域水道(企)	27,479 人	30,000	12,600	75,000
		71,863 m ³		32,400	
	八戸圏域水道(企)	297,228 人	30,000	90,540	120,540
岩 手	久吉ダム水道(企)	8,951 人	30,000	4,050	34,050
	岩手中部水道(企)	207,482 人	30,000	69,840	99,840
	奥州金ヶ崎行政事務組合	12,342 m ³	30,000	5,850	35,850
山 形	最上川中部水道(企)	25,462 人	30,000	11,700	41,700
宮 城	石巻地方広域水道(企)	172,785 人	30,000	61,790	91,790
福 島	会津若松地方広域市町村圏整備組合	16,217 m ³	30,000	7,650	37,650
	福島地方水道用水供給(企)	121,617 m ³	30,000	50,060	80,060
	双葉地方水道(企)	12,967 人	30,000	5,850	35,850
	白河地方広域市町村圏整備組合	21,191 m ³	30,000	9,900	39,900
	相馬地方広域水道(企)	49,458 人	30,000	22,500	52,500
埼 玉	桶川北本水道(企)	139,931 人	30,000	54,200	84,200
	越谷・松伏水道(企)	371,162 人	30,000	107,560	137,560
	坂戸、鶴ヶ島水道(企)	168,907 人	30,000	60,870	90,870
神奈川	神奈川県内広域水道(企)	1,510,630 m ³	30,000	150,000	180,000
千 葉	印旛郡市広域市町村圏事務組合	61,978 m ³	30,000	27,900	57,900
	北千葉広域水道(企)	490,523 m ³	30,000	134,930	164,930
	かずさ広域水道(企)	318,224 人	30,000	95,370	152,370
		59,984 m ³		27,000	
	九十九里地域水道(企)	113,854 m ³	30,000	48,220	78,220
	山武郡市広域水道(企)	150,863 人	30,000	56,730	86,730
	長生郡市広域市町村圏組合	137,694 人	30,000	53,740	83,740
	東総広域水道(企)	31,598 m ³	30,000	14,400	44,400
	八匝水道(企)	38,551 人	30,000	17,550	47,550
茨 城	南房総広域水道(企)	40,059 m ³	30,000	18,450	48,450
	湖北水道(企)	50,754 人	30,000	22,950	52,950
	茨城県南水道(企)	238,713 人	30,000	76,970	106,970
栃 木	芳賀中部上水道(企)	44,785 人	30,000	20,250	50,250
群 馬	群馬東部水道(企)	446,166 人	30,000	124,810	154,810
山 梨	峡北地域広域水道(企)	23,963 m ³	30,000	10,800	40,800
	峡東地域広域水道(企)	18,344 m ³	30,000	8,550	38,550
	東部地域広域水道(企)	32,515 人	30,000	14,850	44,850

会 員 名		給 水 人 口 1日最大給水量	均 等 割 (円)	応分負担額 (円)	合 計 (円)
長 野	佐久水道(企)	116,423 人	30,000	48,910	78,910
	浅麓水道(企)	20,218 m ³	30,000	9,450	39,450
	長野県上伊那広域水道用水(企)	39,473 m ³	30,000	18,000	48,000
静 岡	静岡県大井川広域水道(企)	118,300 m ³	30,000	49,370	79,370
	大井上水道(企)	19,188 人	30,000	9,000	39,000
富 山	砺波広域圏事務組合	34,388 m ³	30,000	15,750	45,750
新 潟	三条地域水道用水供給(企)	31,185 m ³	30,000	14,400	44,400
	新潟東港地域水道用水供給(企)	46,611 m ³	30,000	21,150	51,150
愛 知	愛知中部水道(企)	328,098 人	30,000	97,670	127,670
	海部南部水道(企)	85,422 人	30,000	38,700	68,700
	丹羽広域事務組合	59,242 人	30,000	27,000	57,000
	北名古屋水道(企)	99,302 人	30,000	45,000	75,000
大 阪	大阪広域水道(企)	418,678 人	30,000	118,370	180,000
		1,465,527 m ³		150,000	
滋 賀	長浜水道(企)	122,734 人	30,000	50,290	80,290
	愛知郡広域行政組合	33,084 人	30,000	15,300	45,300
兵 庫	西播磨水道(企)	48,368 人	30,000	22,050	52,050
	阪神水道(企)	779,000 m ³	30,000	150,000	180,000
	淡路広域水道(企)	127,903 人	30,000	51,440	81,440
	播磨高原広域事務組合	694 人	30,000	450	30,450
岡 山	岡山県南部水道(企)	85,290 m ³	30,000	38,700	68,700
	岡山県西南水道(企)	25,980 m ³	30,000	11,700	41,700
	岡山県広域水道(企)	105,801 m ³	30,000	46,380	76,380
	備南水道(企)	74,967 m ³	30,000	33,750	63,750
広 島	広島県水道広域連合(企)	570,977 人	30,000	144,100	180,000
		447,600 m ³		125,040	
島 根	斐川宍道水道(企)	38,300 人	30,000	17,550	47,550
山 口	田布施・平生水道(企)	18,287 人	30,000	8,550	38,550
	柳井地域広域水道(企)	26,408 m ³	30,000	12,150	42,150
香 川	香川県広域水道(企)	917,648 人	30,000	150,000	180,000
福 岡	春日那珂川水道(企)	151,504 人	30,000	56,960	86,960
	福岡県南広域水道(企)	126,868 m ³	30,000	51,210	81,210
	福岡地区水道(企)	268,100 m ³	30,000	83,870	113,870
	三井水道(企)	75,452 人	30,000	34,200	64,200
	山神水道(企)	17,322 m ³	30,000	8,100	38,100
	京築地区水道(企)	19,713 m ³	30,000	9,000	39,000
	田川広域水道(企)	88,782 人	30,000	40,050	70,050
佐 賀	佐賀西部広域水道(企)	151,850 人	30,000	56,960	108,560
		47,653 m ³		21,600	
	佐賀東部水道(企)	114,173 人	30,000	48,450	90,600
熊 本	上天草・宇城水道(企)	26,662 m ³	30,000	12,150	33,150
		21,054 m ³		9,900	
		21,054 m ³		9,900	
宮 崎	一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道(企)	6,049 人	30,000	3,150	33,150
沖 縄	南部水道(企)	73,668 人	30,000	33,300	63,300
合 計		83 団体	2,490,000	3,711,400	5,963,890

令和6年度各会員会費調定額表

2.賛助会員

級 別	会 員 名	金 額 (円)	備 考
1 級	日本ダクトイル鉄管協会	200,000	
2 級	日本水道鋼管協会	100,000	
3 級	水道バルブ工業会	50,000	
3 級	塩化ビニル管・継手協会	50,000	
3 級	配水用ポリエチレンパイプシステム協会	50,000	
合 計		450,000	

参 考 資 料 2

全 国 水 道 企 業 団 協 議 会 規 約

[1] 全国水道企業団協議会規約

昭和35年	12月14日	議決
昭和42年	5月18日	一部改正
昭和46年	5月20日	一部改正
昭和47年	4月25日	一部改正
昭和50年	5月7日	一部改正
平成6年	5月12日	一部改正
平成7年	6月28日	一部改正
平成20年	3月7日	一部改正

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この協議会は、全国水道企業団協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的及び事業)

第 2 条 協議会は、広域水道の普及とその健全な発達を図ることを目的とする。

2. 協議会は、前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 広域水道について諸般の調査研究を行うこと。
- (2) 政府その他に請願、建議等を行うこと。
- (3) 広域水道並びに協議会の発展に功績のあった者を表彰すること。
- (4) 相互の親睦を図ること。
- (5) 前号の外、協議会の目的を達成するため必要なこと。

(会 章)

第 3 条 全国水道企業団協議会会章は次のとおりとする。



(事 務 所)

第 4 条 協議会は、事務所を日本水道協会内に置く。

(地区協議会)

第 5 条 本協議会は、当企業団協議会の事業を推進するために別に定める区域ごとに、地区協議会を置く。

2. 地区協議会の運営に関する事項は当該地区協議会で定める。

第 2 章 会 員

(会 員)

第 6 条 協議会の会員は、正会員及び賛助会員の 2 種とする。

(会員資格)

第 7 条 正会員は、地方自治法第 284 条第 1 項及び第 285 条に定める一部事務組合で、水道事業を経営する企業団及び組合とする。

2. 賛助会員は、協議会の事業目的に協賛し、賛助協力する業者団体とする。

(特別会員)

第 8 条 広域水道の普及発達及び協議会の事業に特に功績のあった者は、会長の推薦により役員会の承認を得て、特別会員にすることができる。

(入会手続)

第 9 条 協議会に入会しようとする者は、所定の入会申込書に記名捺印のうえ、申し込み、承認を受けなければならない。

(退 会)

第 10 条 会員が退会しようとするときは、その旨を書面で届け出なければならない。

第 3 章 会 費

(会 費)

第 11 条 正会員及び賛助会員は、協議会の運営に必要な経費にあてるため、毎年会費を納入しなければならない。

2. 会費は、別に定める。

第 4 章 役 員

(役 員)

第 12 条 協議会に次の役員を置く。

- | | | |
|-----|-------|-----|
| (1) | 会 長 | 1 名 |
| (2) | 副 会 長 | 若干名 |

(3) 幹 事 若干名

2. 役員は、総会において正会員の中から選任する。

3. 役員の任期は2年とする。但し、再任することができる。

(役員の職務)

第13条 会長は、会務を掌理し、協議会を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

3. 幹事は、重要会務を審議し、会計を監査する。

第 5 章 会 議

(総 会)

第14条 総会は、定例総会及び臨時総会とし、規約の制定、改廃、役員の選任、予算及び決算その他重要な事項を審議し、または認定する。

2. 定例総会は、毎年1回開くものとし、臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、または正会員の3分の1以上より目的を明示して請求があったときこれを開くものとする。

(役 員 会)

第15条 役員会は、総会の決定を執行し、また協議会の運営に関して必要な決定を行う。

(招 集 等)

第16条 総会及び役員会は、会長が招集する。

2. 総会の議長は、開催地の代表とする。

3. 役員会の議長は、会長とする。

(表 決)

第17条 総会の議事は、出席正会員の過半数をもって決する。但し、この規約を変更する場合は正会員の2分の1以上が出席し、その3分の2以上の同意がなければならない。

(意 見)

第18条 特別会員及び賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

第 6 章 会 計

(会 計 処 理)

第 1 9 条 協議会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会 計 年 度)

第 2 0 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

付 則

第 1 条 この規約は平成 2 0 年 3 月 7 日から施行し、平成 1 8 年 4 月 1 日から適用する。

〔 2 〕 全国水道企業団協議会会費算定基準

会費は、次のとおりとし毎年4月1日より5月31日までに納入しなければならない。

1. 正 会 員

年額 30,000円の均等負担額に前年末現在の給水人口(昼間人口を除く)に対し、下記の基準により算定する。

但し、最高限度額は 150,000円とする。なお、水道用水供給事業については、現在1日最大給水量に対しその「1㎡」を1人として給水人口を求め算定する。

(イ) 給水人口10万人までの分	
千人までにつき年額	450円
(ロ) 給水人口10万人を超え50万人まで	
千人までにつき年額	230円
(ハ) 給水人口50万人を超える分	
千人までにつき年額	100円

2. 賛助会員

1 級	年 額	200,000円
2 級	〃	100,000円
3 級	〃	50,000円

賛助会員の級別の適用については役員会の議を経て定める。

3. 施行年月日

昭和61年5月8日

[3] 全国水道企業団協議会表彰規程

[昭和47年 9月 6日議 決]
[昭和49年10月 4日改正認可]

第1条 本協議会は、広域水道の普及発達並びに本協議会事業に功績のあった者に対し本規程により会長これを表彰する。

第2条 功績者の表彰は、その功績により功労賞、特別賞の2種とし、その基準は、次に定めるとおりとする。

1. 功労賞 広域水道の普及発達及び本協議会の事業に特に功績顕著なもの。
2. 特別賞
 - (1) 広域水道の普及発達に貢献し、功績あるもの。
 - (2) 広域水道に関し、有益な研究を遂げ、または有益な発明、発見をしたもの。
 - (3) 本協議会の事業に貢献し、功績のあるもの。

第3条 表彰は、本協議会定例総会においてこれを行い、被表彰者に表彰状及び記念品を授与する。

第4条 被表彰者は、企業長の推薦に基づき役員会において審査のうえ決定する。

第5条 被表彰者は個人とし、原則として本協議会会員及びこれに所属するものとする。
但し、地方公共団体の長の企業長は、原則として対象外とする。

第6条 会長は、第2条第1項第1号による既表彰者で、現に本協議会会員団体に籍をおかない者に対し、年次総会に招待するものとする。
この場合、招待者の総会参加費（宿泊料を除く）は免除するものとする。

付 則

第7条 この規程は、昭和49年10月4日より施行するものとする。

〔 4 〕 全国水道企業団協議会〇〇地区協議会規約準則

〔平成 6年 7月 6日第99回役員会決定〕

（名 称）

第 1 条 当協議会は全国水道企業団協議会〇〇地区協議会（以下「地区協議会」という。）と称する。

（目的及び事業）

第 2 条 地区協議会は、地区区域内において全国水道企業団協議会の事業を推進するため、諸般の調査研究その他必要な事業を行い、かつ、会員相互の連絡、親睦を図ることを目的とする。

（事務局）

第 3 条 事務局は、地区協議会会長の属する企業団に置く。

（会 員）

第 4 条 地区協議会の会員は、地区区域内の全国水道企業団協議会会員とする。ただし、必要に応じ地区協議会に特別会員及び賛助会員を設けることができる。

2 特別会員は、水道について学識又は経験ある者とする。

3 賛助会員は、水道事業に密接な関係があり、地区協議会の目的達成に賛助協力する者とする。

（会 費）

第 5 条 会員は、地区協議会の事業の運営に必要な経費にあてるため、毎年所定の会費を納入しなければならない。

2 地区協議会の会費は、別途会費算定基準として定める。

（役 員）

第 6 条 地区協議会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 1 名 |
| (3) 幹 事 | 2 名 |
| (4) 会計監事 | 2 名 |

2 役員は、地区協議会総会（以下「総会」という。）において会員の中から選任する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、その終期は、任期満了の年の地区協議会総会の日とする。

（役員の職務）

第7条 会長は、会務を掌理し、地区協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 幹事は、重要会務を審議する。

4 会計監事は会計を監査する。

（幹事会）

第8条 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって構成する。

2 幹事会は、地区協議会の運営に関して必要な事項を審議する。

3 幹事会は、会長が招集する。

4 幹事会の議長は、会長とする。

（総 会）

第9条 総会は、毎年1回これを開催し、規約の制定、改定、予算の議決、決算の承認、その他の事項を審議し、議決する。

2 地区協議会は、必要に応じ臨時総会を開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会の議長は、会長とする。

5 特別会員は、総会に出席して、随時意見を述べることができる。

（表 決）

第10条 総会の議事は、出席正会員の過半数をもって決する。

（会 計）

第11条 地区協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

参 考 資 料 3

令和 6 年度要望（案）

(案)

令和 6 年度要望

<水道の強靱化に向けて>

令和 6 年 月 日
全国水道企業団協議会

全国水道企業団協議会 令和6年度要望

我が国の水道事業の根幹を担う全国の水道企業団では、施設の老朽・経年化対策、災害対策等に伴う施設整備費用の増大、料金収入減少に伴う財源（収支）不足、人材の高齢化・不足という課題に取り組みながら、水道水の安定供給に努めています。水道は生命にかかわる最も重要なインフラの一つであり、安全で安心な国民生活を支えるためには、しっかりした経営基盤の水道システムが不可欠です。

つきましては、令和7年度の予算編成に際し、下記の事項について格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

《要望内容》

1. 国土強靱化に繋がる施策に関する国庫補助制度の創設【重点事項】

～地域の基幹施設を対象とした財政支援～

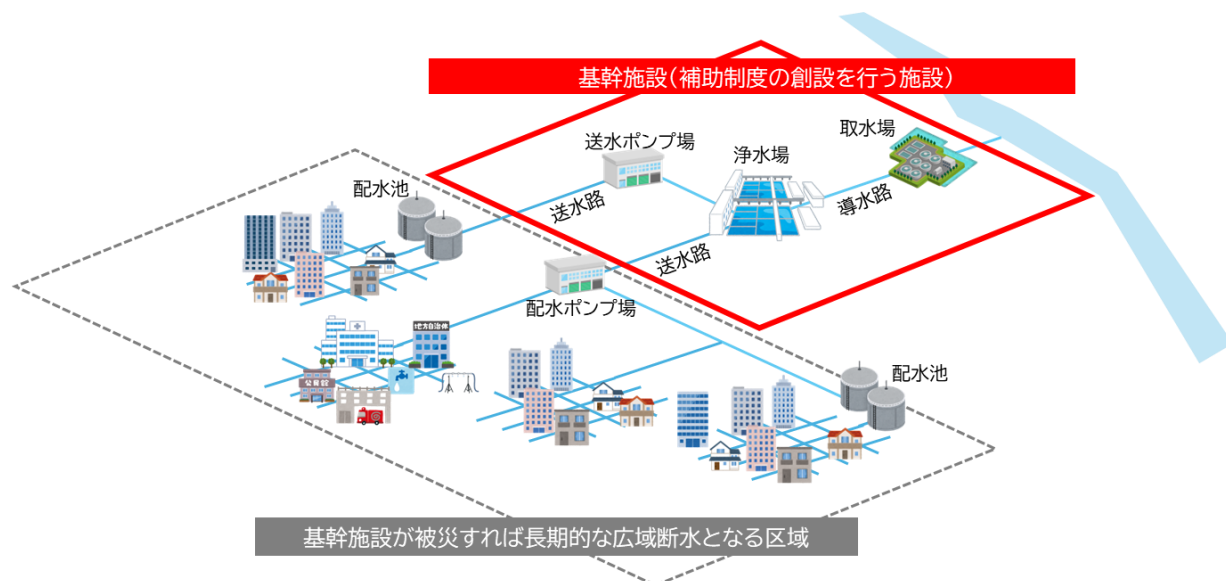
災害発生時における大規模かつ長期的な断水リスクの軽減及び被災施設の早期復旧を図るためには、地域の基幹となる施設の強靱化を加速して進めることが必要である。

そのためには、各事業体（用水供給、末端給水）の基幹施設を特定した上で、当該施設の整備（耐災害性強化）に対する国庫補助制度の創設が不可欠である。

能登半島地震でも見られるように、地域の基幹となる施設に被害が生じた場合には、広域的な断水及び復旧が長期化し、国民生活に大きな影響を及ぼすこととなる。

一方で、国庫補助対象となる水道施設は土木構造物や管路の耐震化など、非常に限定的であることから、基幹施設の強靱化を加速して進めることができない一因となっている。

水道の早期復旧のためには、各地域の基幹施設（管路及び構造物だけでなく供給のために必要となるポンプ設備や浄水処理等を含む水道システム）を災害に強くしておくことが必須である。



地域における水道の基幹施設の一例（イメージ）

2. 広域化推進につながる国庫補助制度の充実

- (1) 現在、広域化推進等に係る補助制度については、令和 16 年度までの時限措置や資本単価要件などによる制限が厳しいことから、広域化を推進するためにも時限措置の撤廃もしくは延長、全体計画の「原則 10 年間」の期間の延長、資本単価要件撤廃もしくは緩和などにより対象を拡充していただきたい。
- (2) 簡易水道の運営基盤は脆弱であり、広域化にあたっては国からのさらなる支援により健全な経営を図る必要がある。このため、統合のインセンティブを確保するためにも、簡易水道事業統合への国庫補助制度を拡充していただきたい。

3. 水利権制度の柔軟な運用

- (1) 現在、渇水時の特例を除いて水融通は認められておらず、事故時などには水利使用者間の水融通が容易ではない。また、人口減少が進む地区においては、巨額の初期投資費用を負担して多目的ダムに参画したにもかかわらず、水利権の減量を求められるなど、水利権制度の運用が課題となっている。
水道事業は社会基盤を構築する上で重要な役割を担っていることから、災害や水質事故時、工事時のバックアップなど、非常時の水量確保や取水地点間における相互補完が可能となるよう水利権制度の柔軟な運用を実現していただきたい。
- (2) 水利権の有効活用のためにも水需要見合で水量の減量を行わないようにしていただきたい。

4. ダムの排砂、堆積土砂対策

- (1) ダムの利水容量を回復するために行っている排砂や堆積土砂対策事業に対する費用負担による経営の圧迫を抑制するための補助制度を創設していただきたい。
- (2) 流域水循環計画の推進を目的として実施する各対策に対する交付金制度の創設及び対象事業を拡充していただきたい。

5. 新たな水質課題対策

- (1) 新たな水質課題（冬季カビ臭、有機フッ素化合物等）に対応するための調査・研究推進体制の創設及び施設改良・新設に関する補助制度を創設していただきたい。
- (2) 水質課題（クリプトスポリジウム）に対応するため、高度浄水施設等整備費の採択基準を緩和していただきたい。

6. その他

- (1) 地下水利用専用水道に対する揚水量の規制を踏まえた法整備を実現していただきたい。
- (2) 洪水対策として事前放流が制度化されたことを踏まえ、十分な渇水対策のためにも河川行政と一層の連携を図り、給水制限等をできるだけ回避するようなダム運用を実施していただきたい。
- (3) 企業団職員の児童手当については、企業団が水道事業会計で負担している部分を解消するため、企業団職員の児童手当支給を住所地の自治体へ変更していただきたい。

令和 6 年 月 日

全国水道企業団協議会 会長 吉田 延雄（阪神水道企業団企業長）